

金融税制部会報告

- 1 報告日時：9月3日（土）第4セッション（14時～15時30分）
- 2 報告者：日本大学大学院法務研究科客員教授 今村隆
- 3 テーマ：グループ内貸付けと移転価格税制

—我が国の新事務運営指針とドイツの新通達を比較して

4 報告の概要

- (1) 金融取引についての移転価格税制の適用は、長年の懸案であったが、2020年2月にOECDがBEPSプロジェクトの一環として金融取引ガイダンスを公表し、2022年1月に公表されたOECDの移転価格ガイドラインの10章として組み込まれることとなった。

ここで金融取引とは、(i) グループ内貸付 (Intra-group loans) , (ii) キャッシュ・プーリング, (iii) ヘッジ, (iv) 金融保証, (v) キャプティブ保険を指しているが、いずれもこれまで各国の裁判例で争われてきた取引である。

本報告は、これらの金融取引の中で最も問題となることが多いグループ内貸付けすなわちグループ内での貸付けに当たっての独立当事者間金利の決定について焦点を当てて検討することとする。

- (2) このようなOECDの動きに対応して、2021年7月に、ドイツ財務省は、移転価格に関する新通達 (Verwaltungsgrundsätze Verrechnungspreise 2021) を発遣し、我が国の国税庁も、2022年6月に、新事務運営指針を発遣している。いずれの通達も、OECDの金融取引ガイダンスを基本的には尊重し、それに合わせて従来の取扱いを変更するものである。しかしながら、ドイツの新通達には、我が国の新事務運営指針では扱われていた問題についても規定がなされている

- (3) ところで、OECDが2020年2月に金融取引ガイダンスをまとめるに当たっては、加盟国間で色々意見が対立したため、議論を重ねて最大公約数のような形で意見をまとめたものである。そのため具体的な適用については、加盟国の判断に委ねられており、ドイツも我が国もそのような前提でそれぞれ通達を発遣したのであり、両通達に相違が見られるのもそのためである。

そこで、OECDの金融取引ガイダンスの考え方を明らかにするとともに、我が国とドイツのそれぞれの通達の異同を明らかにするとともに、グループ内貸付けの金利が独立当事者間金利であるかが争われたドイツの連邦財政裁判所2021年5月18日判決 (IR 4/17) を素材にして、グループ内貸付けに対して移転価格税制の適用をするに当たっての問題点を検討し、金融取引 (グループ内貸付け) における独立当事者原則 (Arm's Length Principle) の意義を明らかにすることとしたい。